

# 平成二十三年東北地方太平洋沖地震

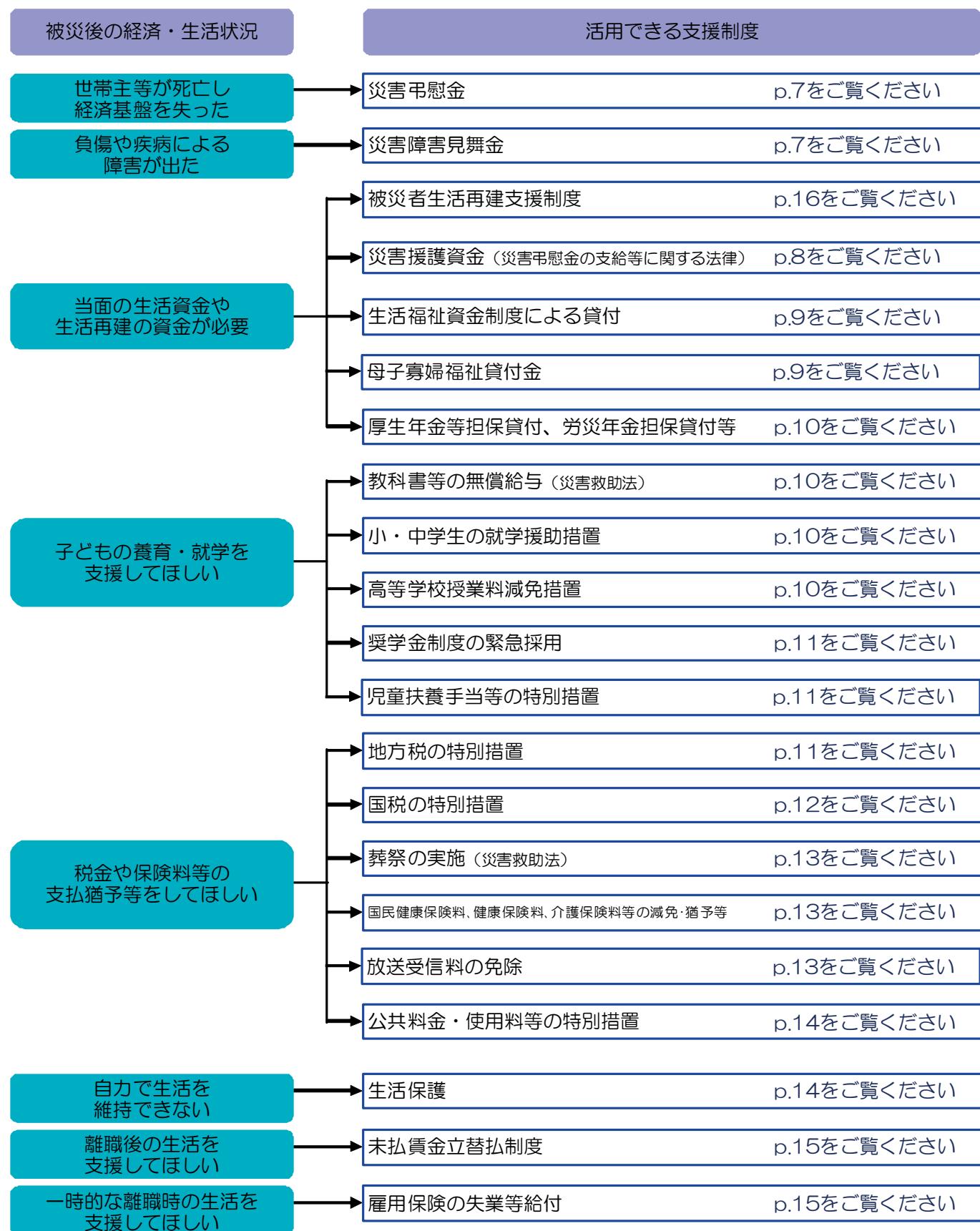
相談員 資料 ①

# 被災者支援に関する 各種制度の概要





# 経済・生活面の支援 ~被災後のくらしの状況から支援制度を探す~



# 住まいの確保・再建のための支援

## ～住まいの被災状況と再建の意向から支援制度を探す～

住まいの被害状況に応じて

※ 全壊、大規模半壊、半壊等被害程度を証明するものとして「り災証明書」があります。  
p.24をご覧ください。

再建の意向

活用できる支援制度

住まいを建て替え・取得したい

### 独立行政法人住宅金融支援機構の融資

- |                        |             |
|------------------------|-------------|
| 災害復興住宅融資（建設）           | p.17をご覧ください |
| 災害復興住宅融資（新築購入、リ・ユース購入） | p.18をご覧ください |
| 災害復興住宅融資（補修）           | p.19をご覧ください |
| 住宅金融支援機構融資の返済方法の変更     | p.19をご覧ください |

住まいを補修したい

### 災害援護資金等の貸付

- |                         |             |
|-------------------------|-------------|
| 生活福祉資金制度による貸付（住宅の補修等）   | p.20をご覧ください |
| 母子寡婦福祉資金の住宅資金           | p.20をご覧ください |
| 災害援護資金（災害弔慰金の支給等に関する法律） | p.8をご覧ください  |

応急的に住宅を修理したい

既設公営住宅の復旧

p.29をご覧ください

民間賃貸住宅に移転したい

住宅の応急修理（災害救助法）

p.22をご覧ください

公共賃貸住宅に移転したい

被災者生活再建支援制度

p.16をご覧ください

宅地の被害

公営住宅への入居

p.21をご覧ください

宅地等の復旧

特定優良賃貸住宅等への入居

p.21をご覧ください

### 独立行政法人住宅金融支援機構の融資

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 宅地防災工事資金融資  | p.22をご覧ください |
| 地すべり等関連住宅融資 | p.23をご覧ください |

※この他、地方公共団体が自主性と創意工夫を生かして地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備や良好な居住環境の形成を推進することができるようにするための制度として「地域住宅交付金制度」があります。詳しくは、p.33をご覧下さい。

# 中小企業・自営業への支援 ~事業再建のための支援制度を探す~

被災後の事業・雇用の状況

活用できる支援制度

農林漁業の再建資金が必要  
【農林漁業者】

天災融資制度

p.25をご覧ください

株式会社日本政策金融公庫による資金貸付 p.26をご覧ください

中小事業の再建資金が必要  
【中小企業者】

災害復旧貸付

p.27をご覧ください

災害復旧高度化資金

p.27をご覧ください

経営安定関連保証

p.28をご覧ください

災害関係保証

p.28をご覧ください

再就職を支援してほしい

職場適応訓練費の支給

p.28をご覧ください

# 安全な地域づくりへの支援～地域づくりのための支援制度を探す～

## 再建の意向

## 活用できる支援制度

被災者向けの公営住宅を整備したい

災害公営住宅の整備

p.29をご覧ください

既設の公営住宅を復旧したい

既設公営住宅の復旧

p.29をご覧ください

再開発したい

市街地再開発事業

p.29をご覧ください

市街地の防災性を高めたい

都市防災総合推進事業

p.30をご覧ください

土地区画整理事業

p.30をご覧ください

街なみ環境整備事業

p.30をご覧ください

市街地の基盤整備をしたい

住宅市街地基盤整備事業

p.31をご覧ください

住宅市街地総合整備事業

p.31をご覧ください

住宅地区改良事業

p.31をご覧ください

住環境と住宅を整備したい

小規模住宅地区等改良事業

p.31をご覧ください

優良建築物等整備事業

p.32をご覧ください

安全確保のため移転したい

防災集団移転促進事業

p.32をご覧ください

がけ地近接等危険住宅移転事業

p.33をご覧ください

がけ崩れを防ぎたい

災害関連地域防災がけ崩れ対策事業

p.33をご覧ください

※この他、地方公共団体が自主性と創意工夫を生かして地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備や良好な居住環境の形成を推進することができるようにするための制度として、「[地域住宅交付金制度](#)」があります。詳しくは、[p.33をご覧ください](#)。

## 経済・生活面の支援

制度の名称	<b>災害弔慰金</b>
支援の種類	給付
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害により死亡された方のご遺族に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給します。</li> <li>● 災害弔慰金の支給額は次のとおりです。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生計維持者が死亡した場合：500万円を超えない範囲内で支給</li> <li>・ その他の者が死亡した場合：250万円を超えない範囲内で支給</li> </ul> </li> </ul>
対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害により死亡した方（お住まいの市町村に住民登録のある方、外国人登録がある方）のご遺族です。</li> <li>● 支給の範囲・順位は、死亡した方の①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母です。</li> </ul> <p>※対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等です。</p>
お問い合わせ	市町村

制度の名称	<b>災害障害見舞金</b>
支援の種類	給付
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給します。</li> <li>● 災害障害見舞金の支給額は次のとおりです。           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生計維持者が重度の障害を受けた場合：250万円を超えない範囲内で支給</li> <li>・ その他の者が重度の障害を受けた場合：125万円を超えない範囲内で支給</li> </ul> </li> </ul>
対象となる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害により以下の重い障害を受けた方です。           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 両眼が失明した人</li> <li>② 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃した人</li> <li>③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人</li> <li>④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人</li> <li>⑤ 両上肢をひじ関節以上で失った人</li> <li>⑥ 両上肢の用を全廃した人</li> <li>⑦ 両下肢をひざ関節以上で失った人</li> <li>⑧ 両下肢の用を全廃した人</li> <li>⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人</li> </ul> </li> </ul> <p>※対象となる災害は、自然災害で1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害等です。</p>
お問い合わせ	市町村

制度の名称	<b>災害援護資金（災害弔慰金の支給等に関する法律）</b>																															
支援の種類	貸付																															
支援の内容	<p>●災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。貸付限度額等は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="10">貸付限度額</td> <td colspan="2">①世帯主に1か月以上の負傷がある場合</td> </tr> <tr> <td>ア 当該負傷のみ</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 家財の3分の1以上の損害</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の半壊</td> <td>270万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全壊</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">②世帯主に1か月以上の負傷がない場合</td> </tr> <tr> <td>ア 家財の3分の1以上の損害</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>イ 住居の半壊</td> <td>170万円</td> </tr> <tr> <td>ウ 住居の全壊（エの場合を除く）</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>エ 住居の全体の滅失又は流失</td> <td>350万円</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td colspan="2">年3%（据置期間中は無利子）</td></tr> <tr> <td>据置期間</td> <td colspan="2">3年以内（特別の場合5年）</td></tr> <tr> <td>償還期間</td> <td colspan="2">10年以内（据置期間を含む）</td></tr> </table>		貸付限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合		ア 当該負傷のみ	150万円	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円	ウ 住居の半壊	270万円	エ 住居の全壊	350万円	②世帯主に1か月以上の負傷がない場合		ア 家財の3分の1以上の損害	150万円	イ 住居の半壊	170万円	ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円	貸付利率	年3%（据置期間中は無利子）		据置期間	3年以内（特別の場合5年）		償還期間	10年以内（据置期間を含む）	
貸付限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合																															
	ア 当該負傷のみ	150万円																														
	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円																														
	ウ 住居の半壊	270万円																														
	エ 住居の全壊	350万円																														
	②世帯主に1か月以上の負傷がない場合																															
	ア 家財の3分の1以上の損害	150万円																														
	イ 住居の半壊	170万円																														
	ウ 住居の全壊（エの場合を除く）	250万円																														
	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円																														
貸付利率	年3%（据置期間中は無利子）																															
据置期間	3年以内（特別の場合5年）																															
償還期間	10年以内（据置期間を含む）																															
活用できる方	<p>●以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間が概ね1か月以上</li> <li>②家財の1／3以上の損害</li> <li>③住居の半壊又は全壊・流出</li> </ul> <p>●所得制限があります。</p> <table border="1"> <tr> <th>世帯人員</th> <th>市町村民税における前年の総所得金額</th> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>220万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>430万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>620万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>730万円</td> </tr> <tr> <td>5人以上</td> <td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。</td> </tr> </table> <p>※対象となる災害は、自然災害で都道府県において災害救助法が適応された市町村が1以上ある場合の災害です。</p>		世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。																		
世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額																															
1人	220万円																															
2人	430万円																															
3人	620万円																															
4人	730万円																															
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。																															
お問い合わせ	市町村																															

制度の名称	<b>生活福祉資金制度による貸付</b>																
支援の種類	融資																
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。</li> <li>●生活福祉資金には、災害を受けたことにより臨時に必要となる費用の貸付（福祉費）、災害等によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合の小口の貸付（緊急小口資金）の貸付があります。これらの貸付限度額等は次のとおりです。</li> </ul> <p>【福祉費】</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td><td>150万円（目安）</td></tr> <tr> <td>貸付利率</td><td>連帯保証人を立てた場合：無利子 連立保証人を立てない場合：年1.5%</td></tr> <tr> <td>据置期間</td><td>6ヶ月以内</td></tr> <tr> <td>償還期間</td><td>7年以内（目安）</td></tr> </table> <p>【緊急小口資金】</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td><td>10万円</td></tr> <tr> <td>貸付利率</td><td>無利子</td></tr> <tr> <td>据置期間</td><td>2ヶ月以内</td></tr> <tr> <td>償還期間</td><td>8ヶ月以内</td></tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>●このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。詳しくは都道府県、市町村、社会福祉協議会にご相談ください。</li> </ul>	貸付限度額	150万円（目安）	貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連立保証人を立てない場合：年1.5%	据置期間	6ヶ月以内	償還期間	7年以内（目安）	貸付限度額	10万円	貸付利率	無利子	据置期間	2ヶ月以内	償還期間	8ヶ月以内
貸付限度額	150万円（目安）																
貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連立保証人を立てない場合：年1.5%																
据置期間	6ヶ月以内																
償還期間	7年以内（目安）																
貸付限度額	10万円																
貸付利率	無利子																
据置期間	2ヶ月以内																
償還期間	8ヶ月以内																
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●低所得世帯、障害者のいる世帯、要介護者のいる世帯</li> <li>●災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外</li> </ul>																
お問い合わせ	都道府県、市町村、社会福祉協議会																

制度の名称	<b>母子寡婦福祉貸付金</b>
支援の種類	融資
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●母子寡婦福祉資金とは、母子家庭や寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。</li> <li>●災害により被災した母子家庭及び寡婦に対しては、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長、償還金の支払猶予などの特別措置を講じます。</li> <li>●事業開始資金、事業継続資金、住宅資金については、貸付けの日から2年を超えない範囲で据置期間を延長できます。</li> </ul>
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●母子福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。）           <ol style="list-style-type: none"> <li>①母子家庭の母（配偶者のない女子で現に児童を扶養している方）</li> <li>②母子福祉団体（法人）</li> <li>③父母のいない児童（20歳未満）</li> </ol> </li> <li>●寡婦福祉資金（以下のいずれかに該当する方が対象です。）           <ol style="list-style-type: none"> <li>①寡婦（かつて母子家庭の母であった者）</li> <li>②40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者</li> </ol> </li> </ul>
お問い合わせ	市町村

制度の名称	<b>厚生年金等担保貸付、労災年金担保貸付等</b>						
支援の種類	融資						
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 恩給・共済年金、厚生年金、労災年金等を担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資するものです。</li> <li>● 貸付限度額等は次のとおりです。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">貸付限度額</td> <td style="padding: 2px;">250万円以内（ただし、恩給・共済年金の場合は年額の3年分以内）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">対象経費</td> <td style="padding: 2px;">住宅などの資金や事業資金</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">保証人等</td> <td style="padding: 2px;">年金証書を預けるとともに、1名以上の連帯保証人が必要</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 5px;">※金利については株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構にご確認ください。</p>	貸付限度額	250万円以内（ただし、恩給・共済年金の場合は年額の3年分以内）	対象経費	住宅などの資金や事業資金	保証人等	年金証書を預けるとともに、1名以上の連帯保証人が必要
貸付限度額	250万円以内（ただし、恩給・共済年金の場合は年額の3年分以内）						
対象経費	住宅などの資金や事業資金						
保証人等	年金証書を預けるとともに、1名以上の連帯保証人が必要						
活用できる方	●年金受給者の方が対象です。						
お問い合わせ	株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構						

制度の名称	<b>教科書等の無償給与（災害救助法）</b>
支援の種類	現物支給
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害救助法に基づく学用品の給付は、災害により学用品を失った児童・生徒に対して、教科書や教材、文房具、通学用品を支給します。</li> </ul>
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害救助法が適用された市町村において、住宅に被害を受け学用品を失った小・中学校、高等学校等の児童・生徒（特別支援学校、養護学校の小学児童及び中学部生徒、中等教育学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒を含む）が対象です。</li> </ul>
お問い合わせ	都道府県、災害救助法が適用された市町村

制度の名称	<b>小・中学生の就学援助措置</b>
支援の種類	給付
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害による経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者を対象に、学用品費、通学費、学校給食費等を援助します。</li> </ul>
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●要保護世帯、準要保護世帯（市町村が要保護世帯に準ずる程度に困窮していると認めた世帯）</li> </ul>
お問い合わせ	都道府県、市町村、学校

制度の名称	<b>高等学校授業料減免措置</b>
支援の種類	減免・猶予
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害による経済的な理由によって授業料等の納付が困難な生徒を対象に、授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料等の徴収猶予又は減額、免除します。</li> </ul>
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地方公共団体の長が天災その他特別の事情のある場合において減免を必要とすると認める方が対象です。</li> </ul>
お問い合わせ	都道府県、市町村、学校

制度の名称	<b>奨学金制度の緊急採用</b>
支援の種類	融資
支援の内容	●災害により家計が急変し緊急に奨学金の貸付が必要となった生徒・学生に対して、奨学金の貸出（無利子）を緊急に受付・採用します。
活用できる方	●高等学校、大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校の生徒・学生
お問い合わせ	高等学校又は専修学校（高等課程）の生徒：各学校、都道府県 大学、短期大学、大学院、高等専門学校又は専修学校（専門課程）の学生・生徒：各学校、独立行政法人日本学生支援機構

制度の名称	<b>児童扶養手当等の特別措置</b>
支援の種類	給付
支援の内容	●被災者に対する児童扶養手当・特別児童扶養手当、特別障害者手当・障害児福祉手当について、所得制限の特例措置を講じます。
活用できる方	●障害者・児のいる世帯、児童扶養手当受給者世帯
お問い合わせ	市町村

制度の名称	<b>地方税の特別措置</b>
支援の種類	減免、徴収の猶予等
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地方税の減免 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税（個人住民税、固定資産税、自動車税など）について、一部軽減又は免除を受けることができます。</li> <li>●徴収の猶予 災害により被害を受けた場合、被災納税者の地方税について、その徴収の猶予を受けることができます。</li> <li>●期限の延長 災害により、地方税の申告・納税等が期限内にできないような場合、一定の地域について、災害がやんだ日から2か月以内の範囲で申告等の期限が延長されます。</li> </ul>
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害によりその財産等に被害を受けた方のうち、一定の要件を満たす方が対象となります。</li> <li>●地方税の減免等の要件や手続きなどについては、自治体によって異なります。お住まいの都道府県、市町村にご相談、お問い合わせください。</li> </ul>
お問い合わせ	都道府県、市町村（税務課など）

制度の名称	<b>国税の特別措置</b>
支援の種類	軽減、猶予、延長
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 所得税の軽減 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、確定申告で、①所得税法に定める雑損控除の方法、②災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。</li> <li>● 予定納税の減額 災害が発生した後に納期限の到来する予定納税について、税務署長に申請をすることにより、減額を受けることができます。</li> <li>● 給与所得者の源泉所得税の徴収猶予など 災害により住宅や家財などに損害を受けた場合、給与所得者が税務署長に申請（一定のものについてはその支払者を経由して税務署長に申請）することにより所得金額の見積額に応じて源泉所得税額の徴収猶予や還付を受けることができます。</li> <li>● 納税の猶予 災害により被害を受けた場合、税務署長に申請をし、その許可を得ることにより、納税の猶予を受けることができます。</li> <li>● 申告などの期限の延長 災害などの理由により申告、納付などをその期限までにできないときは、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。これには、個別指定による場合と地域指定による場合とがあります。</li> </ul> <p>※申請の期限など詳しいことについては、最寄りの税務署にお尋ねください。</p>
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 雜損控除については、災害により住宅や家財に損害を受けた方、災害に関連してやむを得ない支出（災害関連支出）をした方が対象です。また、所得税についての災害減免法に定める税金の軽減免除については、損害額が住宅や家財の価額の1/2以上で、被害を受けた年分の所得金額が1,000万円以下の方が対象です。</li> <li>● 予定納税の減額については、所得税の予定納税をされる方で災害により損失を受けた方が対象です。</li> <li>● 給与所得者の源泉所得税の徴収猶予については、災害による住宅や家財の損害額がその住宅や家財の価額の1/2以上で、かつ、その年分の所得金額の見積額が1,000万円以下である方などが対象です。</li> <li>● 納税の猶予については、納税者（源泉徴収義務者を含みます。）で災害により全積極財産の概ね1/5以上の損失を受けた方又は災害などにより被害を受けたことに基づき国税を一時に納付することができないと認められる方が対象です。</li> <li>● 申告などの期限の延長については、災害によりその期限までに申告、納付などをすることができないと認められる方が対象です。</li> </ul>
お問い合わせ	税務署

制度の名称	<b>葬祭の実施（災害救助法）</b>
支援の種類	現物支給
支援の内容	●遺族で遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合、自治体が遺族に代わって応急的に埋葬を行います。
対象となる方	●災害救助法が適用された市町村において遺体の埋葬（火葬）を行うことが困難な遺族の方が対象です。また、死亡した者の遺族がいない場合も対象です。
お問い合わせ	都道府県、災害救助法が適用された市町村

制度の名称	<b>国民健康保険料、健康保険料、介護保険料等の減免・猶予等</b>							
支援の種類	減免、猶予							
支援の内容	<p>●国民健康保険料や医療費の一部負担金、健康保険料、介護保険料等について、特例措置が講じられます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">国民健康保険料の納期限の延長及び一部負担金の減免</td> <td style="padding: 5px;">国民健康保険の被保険者について、保険料の納期限の延長や医療費一部負担金の減免等の措置が講じられます。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">健康保険料等の納期限の延長及び一部負担金の減免</td> <td style="padding: 5px;">事業所の健康保険法、厚生年金保険法等に関する保険料等の納期限又は徴収期限が延長される場合があります。また、一部負担金の減免措置が講じられる場合があります。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">介護保険料の納期限の延長・減免及び利用者負担額の減免</td> <td style="padding: 5px;">介護保険料の納期限の延長・減免や利用者負担額の減免措置が講じられます。</td> </tr> </table>		国民健康保険料の納期限の延長及び一部負担金の減免	国民健康保険の被保険者について、保険料の納期限の延長や医療費一部負担金の減免等の措置が講じられます。	健康保険料等の納期限の延長及び一部負担金の減免	事業所の健康保険法、厚生年金保険法等に関する保険料等の納期限又は徴収期限が延長される場合があります。また、一部負担金の減免措置が講じられる場合があります。	介護保険料の納期限の延長・減免及び利用者負担額の減免	介護保険料の納期限の延長・減免や利用者負担額の減免措置が講じられます。
国民健康保険料の納期限の延長及び一部負担金の減免	国民健康保険の被保険者について、保険料の納期限の延長や医療費一部負担金の減免等の措置が講じられます。							
健康保険料等の納期限の延長及び一部負担金の減免	事業所の健康保険法、厚生年金保険法等に関する保険料等の納期限又は徴収期限が延長される場合があります。また、一部負担金の減免措置が講じられる場合があります。							
介護保険料の納期限の延長・減免及び利用者負担額の減免	介護保険料の納期限の延長・減免や利用者負担額の減免措置が講じられます。							
活用できる方	●保険者によって取扱が異なりますので、ご加入の医療保険制度保険者や市町村にご確認ください。							
お問い合わせ	市町村、健康保険組合、国民健康保険、社会保険庁							

制度の名称	<b>放送受信料の免除</b>
支援の種類	減免
支援の内容	<p>●災害により被害を受けた受信契約者に対して、一定期間NHKの放送受信料が免除されます。</p> <p>●免除にあたっては、NHKが調査を実施した上で、免除の対象者を確定します。</p>
活用できる方	<p>●災害救助法が適用された区域内において、半壊・半焼又は床上浸水以上程度の被害を受けた建物で受信契約している方</p> <p>●このほか、災害による被害が長期間にわたる場合などに免除が実施されることがあります。</p>
お問い合わせ	日本放送協会

制度の名称	<b>公共料金・使用料等の特別措置</b>
支援の種類	減免
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害により被害を受けた被災者に対しては、都道府県や市町村において、各自治体が所管する公共料金や施設使用料、保育料等が軽減・免除されることがあります。</li> <li>●電気、ガス、電話料金等についても、各種料金の軽減・免除が実施されることがあります。</li> </ul>
活用できる方	●対象者については、都道府県、市町村、関係事業者が定めることになります。
お問い合わせ	都道府県、市町村、関係事業者

制度の名称	<b>生活保護</b>															
支援の種類	給付															
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活に現に困窮している方に、生活の保障と自立の助長を図ることを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行うものです。</li> <li>●生活保護の受給にあたっては、各種の社会保障施策による支援、不動産等の資産、稼働能力等の活用が保護実施の前提になります。また、扶養義務者による扶養は保護に優先されます。</li> <li>●生活保護は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助から構成されています。医療扶助及び介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とし、それ以外は金銭給付が原則です。</li> <li>●扶助の基準は、厚生労働大臣が設定します。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr style="background-color: #ffffcc;"> <th></th> <th>東京都区部等</th> <th>地方郡部等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準3人世帯（33歳、29歳、4歳）</td> <td>167,170円</td> <td>130,680円</td> </tr> <tr> <td>高齢者単身世帯（68歳）</td> <td>80,820円</td> <td>62,640円</td> </tr> <tr> <td>高齢者夫婦世帯（68歳、65歳）</td> <td>121,940円</td> <td>94,500円</td> </tr> <tr> <td>母子世帯（30歳、4歳、2歳）</td> <td>157,800円</td> <td>125,670円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(平成21年度生活扶助基準)</p>		東京都区部等	地方郡部等	標準3人世帯（33歳、29歳、4歳）	167,170円	130,680円	高齢者単身世帯（68歳）	80,820円	62,640円	高齢者夫婦世帯（68歳、65歳）	121,940円	94,500円	母子世帯（30歳、4歳、2歳）	157,800円	125,670円
	東京都区部等	地方郡部等														
標準3人世帯（33歳、29歳、4歳）	167,170円	130,680円														
高齢者単身世帯（68歳）	80,820円	62,640円														
高齢者夫婦世帯（68歳、65歳）	121,940円	94,500円														
母子世帯（30歳、4歳、2歳）	157,800円	125,670円														
活用できる方	●資産や能力等すべてを活用した上でも生活に困窮する方が対象です。															
お問い合わせ	都道府県、市町村															

制度の名称	<b>未払賃金立替払制度</b>
支援の種類	その他
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●企業倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金の一部を、独立行政法人労働者健康福祉機構が事業主に代わって支払います。</li> <li>●対象となる未払賃金は、労働者が退職した日の6ヶ月前から立替払請求日の前日までに支払期日が到来している定期賃金と退職手当のうち未払となっているものです（上限有り）。ボーナスは立替払の対象とはなりません。また、未払賃金の総額が2万円未満の場合も対象とはなりません。</li> <li>●立替払した場合は、独立行政法人労働者健康福祉機構がその分の賃金債権を代位取得し、本来の支払責任者である使用者に求償します。</li> </ul>
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●次に掲げる要件を満たしている場合は立替払を受けることができます。           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 使用者が、               <ul style="list-style-type: none"> <li>①労災保険の適用事業に該当する事業を行っていたこと</li> <li>②1年以上事業活動を行っていたこと</li> <li>③ア. 法律上の倒産（破産、特別清算、民事再生、会社更生の場合）をしたこと この場合は、破産管財人等に倒産の事実等を証明してもらう必要があります。</li> <li>イ. 事実上の倒産（中小企業が事業活動を停止し、再開する見込みがなく、賃金支払能力がない場合）をしたこと この場合は、労働基準監督署長の認定が必要です。労働基準監督署に認定の申請を行って下さい。</li> </ul> </li> <li>(2) 労働者が、倒産について裁判所への申立て等（法律上の倒産の場合）又は労働基準監督署への認定申請（事実上の倒産の場合）が行われた日の6か月前の日から2年の間に退職した者であること</li> </ul> </li> </ul>
お問い合わせ	労働基準監督署、独立行政法人労働者健康福祉機構

制度の名称	<b>雇用保険の失業等給付</b>
支援の種類	給付
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合等に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を一定の要件を満たした方に支給します。</li> <li>●災害により雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職を余儀なくされた方に雇用保険の基本手当を支給する特例措置を実施します。</li> </ul>
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害救助法の適用を受ける市町村に所在する事業所に雇用される方で、事業所が災害を受け、やむを得ず休業することとなったため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方が対象です。</li> </ul>
お問い合わせ	公共職業安定所

## 住まいの確保・再建のための支援

制度の名称	<b>被災者生活再建支援制度</b>																					
支援の種類	給付																					
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。</li> <li>● 支給額は、下記の2つの支援金の合計額になります。 (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3／4になります。)</li> </ul> <p style="margin-top: 10px;">■ 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="3">住宅の被害程度</th> </tr> <tr> <th></th> <th>全壊等</th> <th>大規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">■ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="4">住宅の再建方法</th> </tr> <tr> <th></th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借 (公営住宅を除く)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 5px;">※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円。</p>	住宅の被害程度				全壊等	大規模半壊	支給額	100万円	50万円	住宅の再建方法					建設・購入	補修	賃借 (公営住宅を除く)	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度																						
	全壊等	大規模半壊																				
支給額	100万円	50万円																				
住宅の再建方法																						
	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅を除く)																			
支給額	200万円	100万円	50万円																			
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 住宅が全壊等（※）又は大規模半壊した世帯が対象です。</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">（※）下記の世帯を含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯</li> <li>■ 噴火災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった世帯 (長期避難世帯)</li> </ul>																					
お問い合わせ	都道府県、市町村																					

制度の名称	<b>災害復興住宅融資（建設）</b>																													
支援の種類	融資																													
支援の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設する場合に受けられる融資です。</li> <li>●融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が13m<sup>2</sup>以上175m<sup>2</sup>以下の住宅です。</li> <li>●融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たすことが必要です。</li> <li>●この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #ffffcc;"> <th style="text-align: center;">構造等</th> <th style="text-align: center;">融資限度額</th> <th style="text-align: center;">返済期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">耐火住宅</td> <td style="text-align: center;">1,460万円</td> <td style="text-align: center;">35年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">準耐火住宅</td> <td style="text-align: center;">1,460万円</td> <td style="text-align: center;">35年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">木造住宅（耐久性）</td> <td style="text-align: center;">1,460万円</td> <td style="text-align: center;">35年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">木造住宅（一般）</td> <td style="text-align: center;">1,400万円</td> <td style="text-align: center;">25年</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特例加算（一般分）</td> <td style="text-align: center;">450万円</td> <td colspan="2" style="text-align: center; vertical-align: bottom;">併せて利用する基本融資の返済期間とおなじ返済期間です。</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">土地取得費</td> <td style="text-align: center;">970万円</td> <td colspan="2"></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">整地費</td> <td style="text-align: center;">380万円</td> <td colspan="2" rowspan="3"></td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※金利については独立行政法人住宅金融支援機構にご確認ください。</p>			構造等	融資限度額	返済期間	耐火住宅	1,460万円	35年	準耐火住宅	1,460万円	35年	木造住宅（耐久性）	1,460万円	35年	木造住宅（一般）	1,400万円	25年	特例加算（一般分）	450万円	併せて利用する基本融資の返済期間とおなじ返済期間です。		土地取得費	970万円			整地費	380万円		
構造等	融資限度額	返済期間																												
耐火住宅	1,460万円	35年																												
準耐火住宅	1,460万円	35年																												
木造住宅（耐久性）	1,460万円	35年																												
木造住宅（一般）	1,400万円	25年																												
特例加算（一般分）	450万円	併せて利用する基本融資の返済期間とおなじ返済期間です。																												
土地取得費	970万円																													
整地費	380万円																													
活用できる方	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ご自分が居住するために住宅を建設される方であって、住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方が対象です。（住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した「り災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす場合は、対象となります。）</li> </ul>																													
お問い合わせ	独立行政法人住宅金融支援機構																													